

「地方分権の推進に関する方針」を策定しました

地方分権の推進に関して、新たな大都市制度のあり方など、真の分権型社会の実現に向けた本市の基本的な考え方を取りまとめた「地方分権の推進に関する方針」について、別紙のとおり策定しました。

この方針は、地方分権の推進に関して、着実で実効性のある取組につなげていくことを目的とするものであり、今後、国等に積極的に示していくとともに、内容について引き続き検討を進めてまいります。

【方針の要旨】

○自主的・自立的な行財政運営を可能とする新たな大都市制度の創設 （「新たな特別市」の基本的な考え方）

- ・ 県に包括されない、県域から独立した地方自治体
（基本法である地方自治法等に規定）
- ・ 真に国が担うべき事務権限以外の市域に及ぶすべての事務権限を担う。
- ・ すべての地方税を一元的に課し、徴収
- ・ 区（行政区）を設置

○新たな大都市制度創設の効果

- ・ 都市的課題等への迅速・的確・柔軟な対応 など（市への主な効果）
- ・ 多様なニーズに対応した更に効果的・効率的な市民サービスの享受 など
（市民への主な効果）
- ・ 都市的課題解決モデルの活用 など（周辺都市等への主な効果）

○地域主権改革への対応等

（新たな大都市制度創設が実現するまでの間の対応等）

- ・ 事務権限の移譲への対応
- ・ 法令に基づく義務付け等の廃止・縮小への対応
- ・ 真の分権型社会にふさわしい税財政制度の構築
（国と地方の「税の配分」の是正、大都市特例税制の創設 など）

問い合わせ先

総務局行財政改革室 対馬

電話 044-200-2761